

役員及び評議員の  
報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 藤の実会

## 社会福祉法人 藤の実会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤の実会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（交通費、宿泊費を含む）等であって、の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定めるところにより、無報酬とする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬は理事としての役職のみによっては支給されず、保育園又は施設での実務、役職、在職年数など考慮し職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給する。

2 この法人の非常勤理事は無報酬とする。

2 この法人の全監事は、無報酬とする。

### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費含む）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### (報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等（旅費を除く。）は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員・評議員及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年(定時評議員会の議決日)から施行する。

### 外国人労働者の受け入れ見込み数

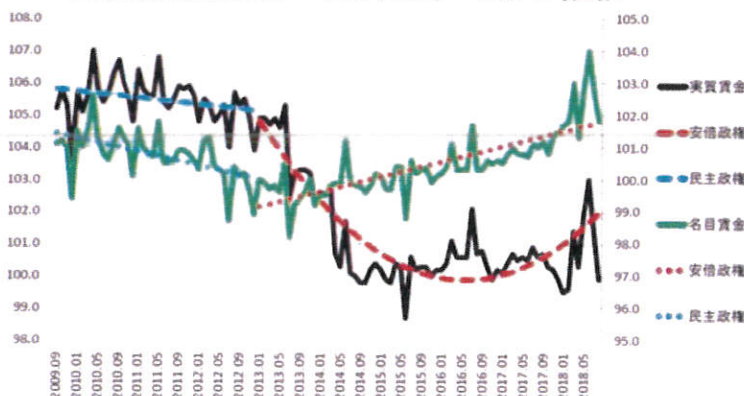
業種	受け入れ見込み数		人材不足の見込み数	
	2019年度	当初5年間	現時点	5年後
介護	5000	5万～6万	6万	30万
ビルクリーニング	2000～7000	2万8000～3万7000	5万	9万
素材加工	3400～4300	1万7000～2万1500	3万	6万2000
産業機械製造	850～1050	4250～5250	1万2000	7万5000
電気・電子情報関連	500～650	3750～4700	7000	6万2000
建設	5000～6000	3万～4万	2万	21万
造船・船用工業	1300～1700	1万～1万3000	6400	2万2000
自動車整備	300～800	6000～7000	1600	1万3000
航空	100	1700～2200	1400	8000
宿泊	950～1050	2万～2万2000	3万	10万
農業	3600～7300	1万8000～3万6500	7万	13万
漁業	600～800	7000～9000	5000	2万
飲食料品製造	5200～6800	2万6000～3万4000	4万3000	7万3000
外食	4000～5000	4万1000～5万3000	25万	29万
業種合計	3万2800～4万7550	26万2700～34万5150	58万6400	145万5000

(単位:人)

新資格「特定技能」は、(1)一定の知識・経験を要する「1号」(通算5年まで)(2)熟練した技能が必要な「2号」(在留期間更新可)の2種類で、日本語能力や各業種の所管省庁の試験などへの合格取得の条件となる。技能実習生が3年間の実習を修了すると無試験で1号を取得できる。

今のところ1、2号双方で受け入れを想定するのは建設と造船のみ。今回明らかにした見込み人数は、各省庁が1号を念頭に算定した。宿泊など技能実習がない業種もあるが、初年度の5～6割は技能実習からの移行とみられる。各省庁は各業種内の分野ごとに5年間の見込み人数をさらに精査・算出し、法案成立後に策定する分野別運用方針に明記する。この数値が5年間の受け入れの上限となる。

### 賃金指数(名目=右、実質=左)の推移



(資料)厚労省「毎月勤労統計」現金給与総額(5人以上)

民主党政権では減少傾向だった就業者数は、安倍政権で反転・増加傾向に転じて、

6300万人から6600万人へと300万人程度も増えている。失業率もほぼ下限近辺ともいえる2.5%程度まで低下している。

この為、名目賃金は上昇傾向だ。実質賃金についても、当初は名目賃金の上昇が物価より遅れるために低下したが、最近では底を打ち反転・上昇傾向に転じている。



外国人労働者の受け入れ見込み数

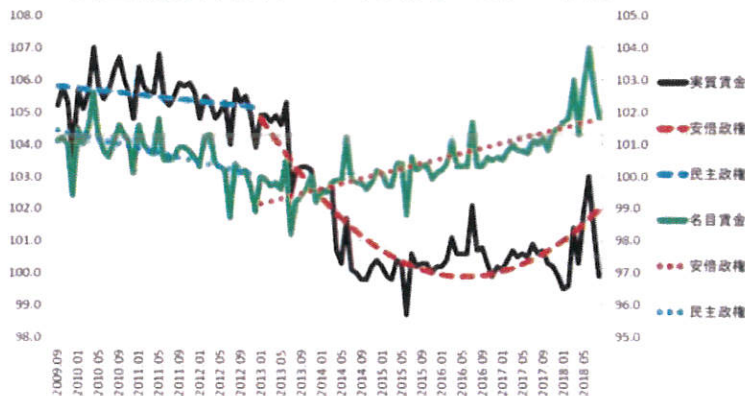
業種	受け入れ見込み数		人材不足の見込み数	
	2019年度	当初5年間	現時点	5年後
介護	5000	5万～6万	6万	30万
ビルクリーニング	2000～7000	2万8000～3万7000	5万	9万
素材加工	3400～4300	1万7000～2万1500	3万	6万2000
産業機械製造	850～1050	4250～5250	1万2000	7万5000
電気・電子情報関連	500～650	3750～4700	7000	6万2000
建設	5000～6000	3万～4万	2万	21万
造船・船用工業	1300～1700	1万～1万3000	6400	2万2000
自動車整備	300～800	6000～7000	1600	1万3000
航空	100	1700～2200	1400	8000
宿泊	950～1050	2万～2万2000	3万	10万
農業	3600～7300	1万8000～3万6500	7万	13万
漁業	600～800	7000～9000	5000	2万
飲食料品製造	5200～6800	2万6000～3万4000	4万3000	7万3000
外食	4000～5000	4万1000～5万3000	25万	29万
業種合計	3万2800～4万7550	26万2700～34万5150	58万6400	145万5000

(単位:人)

新資格「特定技能」は、(1)一定の知識・経験を要する「1号」(通算5年まで)(2)熟練した技能が必要な「2号」(在留期間更新可)ーの2種類で、日本語能力や各業種の所管省庁の試験などへの合格取得の条件となる。技能実習生が3年間の実習を修了すると無試験で1号を取得できる。

今のところ1、2号双方で受け入れを想定するのは建設と造船のみ。今回明らかにした見込み人数は、各省庁が1号を念頭に算定した。宿泊など技能実習がない業種もあるが、初年度の5～6割は技能実習からの移行とみられる。各省庁は各業種内の分野ごとに5年間の見込み人数をさらに精査・算出し、法案成立後に策定する分野別運用方針に明記する。この数値が5年間の受け入れの上限となる。

賃金指数(名目=右、実質=左)の推移



(資料)厚労省「毎月勤労統計」現金給与総額(5人以上)

民主党政権では減少傾向だった就業者数は、安倍政権で反転・増加傾向に転じて、6300万人から6600万人へと300万人程度も増えている。失業率もほぼ下限近辺ともいえる2.5%程度まで低下している。この為、名目賃金は上昇傾向だ。実質賃金についても、当初は名目賃金の上昇が物価より遅れるために低下したが、最近では底を打ち反転・上昇傾向に転じている。